埼玉県ドッジボール協会規約

（平成 30 年 4 月 14 日改定）

（名　称）

第1条　この協会は、埼玉県ドッジボール協会という。

（事務所）

第2条　この協会の事務所は、事務局担当（栄子鉄男　埼玉県さいたま市北区吉野町 1-12-30）宅に置く。

（目　的）

第3条　この協会は、埼玉県におけるドッジボールの普及および振興を図り、県民の体力、健康の増進に寄与し、競技力の向上とともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事　業）

第4条　この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 県内におけるドッジボールの普及、および各種大会

(2) 県内の審判員、および指導員の養成

(3) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業

（会　員）

第5条　この協会の会員は、次の通りとする。

(1) 正会員　a.一般財団法人日本ドッジボール協会の公認審判員でこの協会の所属を申し出た個人。
b.当年度または前年度の一般財団法人日本ドッジボール協会登録チームで原則その代表者。
c.当年度または前年度のこの協会に登録したチームで原則その代表者。

(2) 賛助会員　この協会の事業を援助する個人または法人および団体。

(3) 特別会員　理事において承認された個人。

（役　員）

第6条　この協会に、次の役員を置く。

1

会　長	1 名	理　事	12～16 名
副会長	若干名	会　計	2 名
理事長	1 名	監　事	2 名
副理事長	若干名		

2 前項のほかに顧問、参与等の役員を置くことができる。

（役員の選出）

第7条　この協会の役員は次のとおり選出する。

(1) 会長、副会長は理事会において推挙し、総会において承認する。

(2) 理事長、副理事長は理事会で選出する。

(3) 会計、監事は会長が委嘱する。

(4) 理事は互選理事、会長指名による理事とする。
理事についての互選理事は会員の推挙を受けた者。

（役員の任期）

第8条　この協会の役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第9条　この協会の役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は会務を司り、会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(3) 理事長は協会の業務を掌理執行する。

(4) 副理事長は理事長を補佐する。

(5) 会計は協会の経理を処理する。

(6) 監事は協会の業務および会計を監査する。

（会　議）

第10条 この協会の会議は、総会および理事会とし、会長が招集する。

（総　会）

第11条 総会は会員をもって構成する。年 1 回以上とし、次の事項を審議する。
総会は会員 2 分の 1 以上の出席で開催できる（書面による委任を含む）

(1) 事業および収支決算報告

(2) 事業計画および収支予算

(3) 役員の選出および承認

(4) その他必要な事項

（理事会）

第12条 理事会は次の事項を審議する。

(1) 年間事業計画に基づく実施計画の策定

(2) その他必要と認める事項

（経　費）

第13条 この協会の経費は次の通りとする。

(1) 事業にともなう収入

(2) 補助金

(3) 寄付金

(4) その他の収入

（会計年度）

第14条 この協会の会計年度は毎年4月 1 日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（入会と退会）

第15条 この協会に入会する場合は次の手続きを必要とする。

(1) 個人
加入手続きは審判登録規定・チーム登録規定による。

(2) 法人および団体
加入手続きを希望する法人および団体は次の書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。
1. 加入申請書
2. その他必要な書類

第16条 この協会を脱会する場合は、その理由を記して会長に脱会届を提出しなければならない。

（規約の変更）

第17条 この協会の規約の変更は総会の過半数以上の同意を必要とする。

（細　則）

第18条 審判員登録規定・チーム登録規定は別に定める。

（施　行）

第19条 この規約は平成 6 年 5 月 15 日から施行する。

付　則

1. 改定年月日（施行年月日）　平成 18 年 4 月 16 日　第 2 条, 第 14 条, 第 18 条
2. 改定年月日（施行年月日）　平成 25 年 4 月 20 日　第 6 条, 第 11 条
3. 改定年月日（施行年月日）　平成 30 年 4 月 14 日　第 5 条, 第 11 条

以上